

参 考 资 料

用語解説

(あ行)

- ・ISO14001
- ・アイドリングストップ
- ・アオコ
- ・アオサ
- ・赤潮
- ・アスベスト
- ・アダプト・プログラム
- ・硫酸化合物
- ・育成林
- ・一般財団法人千葉県環境財団
- ・一般大気環境測定局(一般局)
- ・一般廃棄物
- ・遺伝子組換え生物
- ・雨水浸透施設
- ・エコアクション21(EA21)
- ・エコセメント
- ・エコファーマー
- ・エコフィールド
- ・エコマーク
- ・エコメッセ
- ・ESCO事業
- ・汚水処理人口普及率
- ・オゾン層
- ・温室効果ガス

(か行)

- ・外来種
- ・合併処理浄化槽
- ・ガス吸引
- ・カーシェアリング
- ・家電リサイクル法
- ・カーボンニュートラル
- ・環境影響評価制度(環境アセスメント制度)
- ・環境学習コーディネーター
- ・環境家計簿
- ・環境基準
- ・環境共生住宅

- ・環境マネジメントシステム
- ・観測井
- ・関東地方知事会
- ・企業の社会的責任(CSR)
- ・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)
- ・揮発性有機化合物(VOC)
- ・九都県市首脳会議
- ・行政代執行
- ・京都議定書
- ・魚礁
- ・グリーン購入
- ・グリーン・ブルーツーリズム
- ・クールビズ、ウォームビズ
- ・建設リサイクル法
- ・県有林、私有林、民有林
- ・公害防止協定
- ・光化学スモッグ
- ・公共用水域
- ・交通流対策
- ・高度処理型合併処理浄化槽
- ・コージェネレーションシステム
- ・ゴミゼロ運動
- ・コリドー

(さ行)

- ・最終処分場
- ・再生可能エネルギー
- ・サステナブルツーリズム
- ・里海
- ・里山
- ・産業廃棄物
- ・三番瀬
- ・COD(化学的酸素要求量)

- ・自然学校
- ・自然環境保全協定
- ・シックハウス
- ・自動車排出ガス測定局(自排局)
- ・自動車リサイクル法
- ・市民活動団体
- ・臭気指数
- ・循環型社会形成促進基本法
- ・省エネラベル
- ・硝酸性窒素(亜硝酸性窒素)
- ・食育
- ・森林組合
- ・森林経営計画
- ・3R(スリーアール)
- ・生産緑地
- ・生物指標
- ・生物多様性
- ・生態系
- ・精密水準測量
- ・千の葉エコプロジェクト

(た行)

- ・ダイオキシン類
- ・多自然川づくり
- ・棚田
- ・単体規制
- ・地球温暖化防止活動推進員
- ・地球温暖化防止活動推進センター
- ・地産地消
- ・窒素酸化物
- ・ちばの木認証制度
- ・鳥獣保護区
- ・デポジット制度
- ・テラジュール(TJ)
- ・電子 manifests 制度
- ・天然ガスかん水
- ・天然林、天然生林
- ・特定外来生物
- ・特定鳥獣保護管理計画
- ・特別緑地保全地区

(な行)

- ・ 二次汚濁
- ・ 熱回収
- ・ 燃料電池車
- ・ 農業集落排水
- ・ ノンフロン

(は行)

- ・ バイオマス
- ・ バイオマスプラスチック
- ・ ばいじん
- ・ パークアンドライド、サイ
クルアンドライド
- ・ パブリックコメント
- ・ P R T R 制度
- ・ B O D

(生物化学的酸素要求量)

- ・ ビオトープ
- ・ 微小粒子状物質
(P M 2 . 5)
- ・ ヒートアイランド現象
- ・ ヒートポンプ
- ・ フィールドミュージアム
- ・ 富栄養化
- ・ 浮遊粒子状物質 (S P M)
- ・ フロン排出抑制法
- ・ フロン類
- ・ 粉じん
- ・ 閉鎖性水域
- ・ ベンゼン
- ・ 保安林
- ・ ポリ塩化ビフェニル
(P C B)

(ま行)

- ・ 緑の基本計画
- ・ 木育 (もくいく)
- ・ モニタリング

(や行)

- ・ 谷津田
- ・ ヤード
- ・ 揚水ばっ気
- ・ 要請限度
- ・ 溶融スラグ
- ・ 予防 3 原則

(ら行)

- ・ ラムサール条約
- ・ リスクコミュニケーション
- ・ 硫酸ピッチ
- ・ 緑化協定
- ・ 緑地協定
- ・ レッドデータブック

(あ行)

ISO14001

「ISO14001」とは、国際標準化機構（ISO、International Organization for Standardization）が発行した、環境マネジメントシステムの国際規格のことです。

アイドリングストップ

駐停車時におけるエンジンのかけっぱなし（アイドリング）をやめることです。アイドリングストップを実践することは、排気ガス中に含まれる二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を抑え、地球温暖化や大気汚染防止につながります。

アオコ

富栄養化の進んだ湖沼などで、植物性プランクトン（主に藍藻類）の異常増殖により、水面が緑色あるいは青緑色に変色する現象です。春から夏にかけて発生することが多く、大量に発生すると腐敗して悪臭を発したり、魚介類のへい死をもたらしたりすることもあります。

アオサ

海藻の一種で、大繁殖したアオサは漁網に絡まり、沿岸に漂着したものが腐敗して悪臭を発し、多量に堆積すると底生生物を窒息状態に陥らます。その一方で、アオサは生長する際に、海水中の栄養塩類の窒素やリンを吸収し、水質浄化に寄与する一面も持っています。

赤潮

海域の富栄養化により、海中の微小な生物（主に植物プランクトン）が異常増殖して海面が変色する現象をいいます。東京湾では茶褐色に変色することが多いが、プランクトンの種類により赤色や黄褐色、緑色などにも変色することがあります。主として夏に多発します。

アスベスト

天然に産する繊維状ケイ酸塩鉱物で、耐熱性、耐磨耗性に優れ、酸、アルカリなどにも強く、丈夫で変化しにくいという特性があります。この特性から、高度成長期（昭和45年～平成2年）には、建築工事の吹付け作業やスレート材などの建築材料、工業用品などに広く使われてきました。アスベストの繊維は極めて細いため、気づかないうちに人体に吸い込み蓄積されると、肺がんや中皮腫など健康に悪影響を及ぼすおそれがあり、暴露から発症まで20年から50年と潜伏期間が長いことが特徴です。

アダプト・プログラム

アダプト（ADOPT）とは英語で「養子にする」の意味で、道路・公園等の一定区域の公共の場所を養子にみたくて、市民活動団体などが里親となって、環境美化を行い、行政がこれを支援する制度です。

硫黄酸化物

石油などの硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質です。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄（SO₂：亜硫酸ガス）であり、環境基準は二酸化硫黄について定められています。硫黄酸化物は、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりします。

育成林

植林等の人為的な方法により造成された森林や自然に成立はしたが間伐等の人手を加えた森林など、人為を加えて造成された森林のことです。

一般財団法人千葉県環境財団

自然環境の保全、再生及び活用のための事業を行なうとともに、大気汚染、水質汚濁等の公害の発生を防止し、環境保全に関する調査研究及び知識の普及啓発を図り、健康にして豊かな郷土の建設に寄与することを目的として昭和49年12月に設立されました。

一般大気環境測定局（一般局）

大気汚染防止法では、都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならないと定めています。

常時監視測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置されたものを一般大気環境測定局といいます。

一般廃棄物

廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、日常生活から排出される「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」はオフィス等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」に分類されます。市町村は、区域内の一般廃棄物を適正に処理する責務がありますが、排出抑制や再資源化のための分別については、一人一人の取組みが重要です。

遺伝子組換え生物

DNA組換え技術やDNAクローニングなどによって、DNAに加工を施された生物のことです。

雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させる施設で、雨水浸透ますや雨水浸透トレンチ管（穴のあいた排水管）、透水性舗装などがあります。

エコアクション21（EA21）

環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合したものであり、エコアクション21に取り組むことにより、中小事業者でも自主的積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、かつその取組結果を「環境活動レポート」としてとりまとめて公表できるように工夫されています。千葉県では、（一財）千葉環境財団が地域事務局となっています。

エコセメント

都市ごみの焼却残渣（焼却灰とばいじん）などの廃棄物を主原料として製造する資源循環型の新しいセメントです。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産の計画を作成し、知事の認定を受けた農業者の愛称のことです。

エコフィード

“環境にやさしい”（ecological）や“節約する”（economical）等を意味する“エコ”（eco）と“飼料”を意味する“フィード”（feed）を併せた造語です。食品の製造、流通、消費の過程で発生する食品残さを原料として加工処理された家畜用飼料です。

エコマーク

エコマークは、様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。商品ごとに（公財）日本環境協会との間でエコマーク使用契約を締結することが必要です。

エコメッセ in ちば

持続可能な社会を目指して、市民・企業・行政の各主体が対等なパートナーシップのもとに実行委員会を組織し、協働して開催している環境活動見本市です。平成 8 年度より毎年度開催しています。

ESCO事業

Energy Service Company の略称で、ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービスのことで、ESCO 事業は、省エネ効果を ESCO が保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・ESCO の経費等が、すべて省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となります。

汚水処理人口普及率

下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント等の汚水処理施設の整備人口を各市町村の行政人口（住民基本台帳人口）に対する割合で表した指標です。

オゾン層

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約 10～50km 上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれています。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たします。

温室効果ガス

赤外線（熱線）を吸収する作用を持つ気体の総称です。温室効果ガスがなければ、 -18°C にもなる地球は、これらが大気中に存在することで地表の気温が平均 15°C 程度に保たれています。この温室効果ガスの増加により、地球全体がまるで「温室」の中のように気温が上昇する現象が地球温暖化です。京都議定書では、温室効果ガスのうち二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、ハイドロフルカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（ SF_6 ）の6種類を削減の対象としています。

（か行）

外来種

人為により自然分布域の外から持ち込まれた生物種をいいます。自然に分布するものと同種であっても他の地域個体群から持ち込まれた場合も含まれます。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽です。し尿のみを処理する単独浄化槽と比べて処理能力が高く、BOD除去率90%以上、処理後の放流水のBOD値が、 20mg/L （日間平均値）以下と下水道の終末処理場なみの機能を有します。現在では、浄化槽法の改正により、新たに浄化槽を新設する場合は、合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。

ガス吸引

土壌中に吸引用パイプを設置し、真空ポンプにより気化した対象物質を吸引除去する方法です。

カーシェアリング

1台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の利用形態です。利用者は単独で自動車を所有せず、必要な時に自動車を借りることとなります。

家電リサイクル法

家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電4品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律です。

カーボンニュートラル

バイオマスを燃焼しても二酸化炭素（ CO_2 ）は発生しますが、それは植物が成長過程で光合成により吸収した CO_2 を排出しているものであり、ライフサイクル全体で見ると大気中の CO_2 を増加させず、収支はゼロであるという考え方です。「京都議定書」では、バイオマスの燃焼によって排出された CO_2 を温室効果ガス排出量として計上しないこととしています。

環境影響評価制度（環境アセスメント制度）

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査、予測、評価してその結果を公表し、地域住民等からの意見を事業計画に取り入れることにより、公害の防止や自然環境の保全を図る制度です。

環境学習コーディネーター

環境学習コーディネーターは、学校教育あるいは社会教育において、その相談を受け、行動につながる環境学習となるようにアドバイスをするとともに、テーマに応じた環境学習を支援できる市民団体・市民・事業者・行政機関を紹介します。また、その実践を評価して、学びを支援する人の環境学習に関するスキルを高めると同時に、ちばの環境学習の情報を収集して、広く発信します。

環境家計簿

家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿です。環境家計簿は、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動につながるるとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的としています。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準です。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音及び土壌汚染に係る環境基準が定められています。

環境共生住宅

地球温暖化防止等の地球環境保全を促進する観点から、地域の特性に応じ、エネルギー・資源・廃棄物等の面で適切な配慮がなされるとともに、周辺環境と調和し、健康で快適に生活できるよう工夫された住宅及び住環境のことです。

環境マネジメントシステム

組織のマネジメントシステム（組織の体制、計画活動、責任、慣行、手順等を含むもの）の一部で、環境方針を策定し、実施し、環境側面を管理するために用いられるものです。

観測井

地下水位の変化をフロート等によって捉え、記録する井戸です。

関東地方知事会

広域関東圏の範囲に係る地域的問題に関する協議や国への要望などを行うため、圏内10都県（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・静岡県・長野県）の知事で構成する知事会です。

企業の社会的責任（CSR）

企業は社会的な存在として、自社の利益や経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであり、行動法令遵守、環境保全、人権擁護、消費者保護、地域貢献などの分野についても責任を有するとする考え方です。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織です。

揮発性有機化合物（VOC）

大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物で、代表的な物質として、ベンゼン、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどがあり、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）の原因物質と考えられています。

九都県市首脳会議

首都圏の広域的あるいは共通の行政課題に積極的に対応するため、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・東京都の知事及び横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市、相模原市の市長で構成する会議です。

行政代執行

不法投棄された産業廃棄物は、行為者や排出元等が自ら撤去することが原則ですが、行為者等による撤去が見込めない場合で、かつ、地域住民の健康への影響等、生活環境保全上の支障が懸念される場合に、県が行為者等に代わって支障の除去を行い、その費用を行為者等に請求することです。

京都議定書

平成9年12月に161か国の参加のもと、京都市で、気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）が開催されました。この会議で、2000年以降の地球温暖化対策の国際的な取組みについて議論され、1990年を基準年とし、2008年から2012年の目標期間の締約国全体の対象ガスの排出量を削減することを内容とする「京都議定書」が採択されました。我が国については6%の削減目標が定められています。

魚礁

広義では、魚類が多く集まる場所のことを言います。ここでは、魚を一か所に多く集めるために設置する人工的な構造物のことを意味しています。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することです。

グリーン・ブルーツーリズム

都市の人々が農山漁村に滞在し、農山漁村の生活や農林漁業体験を通じて地域の人々と交流したり、川や海・田園景観など、ふるさとの風景を楽しむ余暇活動のことです。

クールビズ、ウォームビズ

温室効果ガス削減のために、夏のエアコンの温度設定を 28℃に設定することを呼びかけていますが、そういうオフィスで快適に過ごすためのビジネススタイルがクールビズです。

また、暖房に頼りすぎず、冬のオフィスを暖かく、快適に過ごすビジネススタイルをウォームビズと呼びます。

建設リサイクル法

資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、建設廃棄物（建設工事が出る廃棄物）の分別・リサイクルなどを定めた法律です。

県有林、私有林、民有林

国が所有する森林及び国有林野法第 10 条に規定する分収林（国以外の者に造林させ、その収益を国及び造林者が分収する森林）を国有林といい、それ以外を民有林といいます。

民有林のうち、所有者が県である森林を県有林、所有者が市町村、財産区である森林をそれぞれ市町村有林、財産区有林といいます。それ以外の個人、法人等が所有する森林を私有林といいます。

公害防止協定

地域住民の健康の保護と生活環境の保全及び地球環境の保全を図ることを目的に、法令を補完し、法令よりも厳しい排出基準等を設定することなどにより地域と企業の実情に応じたきめ細かい指導を行うため、千葉市以南の臨海部に立地する主要企業と県及び地元市との間で締結しているものです。

光化学スモッグ

工場や自動車などから排出された揮発性有機化合物（VOC）や窒素酸化物（NOx）が太陽の紫外線を受け、光化学反応を起こし、光化学オキシダントが生成されます。このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、日ざしの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたり、胸苦しくさせたりすることがあります。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域など、広く一般の利用が可能な水域及びこれらに接続する下水路、用水路等をいいます。

高度処理型合併処理浄化槽

通常の合併処理浄化槽よりも有機物の除去率が高い浄化槽や、通常の合併処理浄化槽では十分に処理できない窒素やりんも除去できる機能を持った浄化槽です。

交通流対策

道路交通公害に関する対策のひとつ。

交通の流れの集中を抑制し、交通渋滞を解消し、自動車の走行を円滑にすることにより、騒音や排気ガスによる大気汚染を軽減しようとする対策。

コージェネレーションシステム

一種類の一次エネルギー（例えば燃料）から連続的に二種類以上の二次エネルギー（例えば電力または動力と温度レベルの異なる熱）を同時に発生させる設備です。

ゴミゼロ運動

関東甲信越静岡の8都県では毎年5月30日（ゴミゼロの日）に近い日曜日を「関東地方環境美化行動の日」と定め、千葉県は昭和57年度から実施しています。この運動では、空き缶等の収集活動を中心に街頭での広域的な統一美化キャンペーンを行っており、一斉収集活動には、県内で概ね毎年50万人以上の人が参加しています。

コリドー

野生生物の生息地間を結ぶ、野生生物の移動に配慮した連続性のあるネットワークされた森林や緑地などの空間のことを指します。緑の回廊とも呼ばれます。

（さ行）

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するのに必要な場所及び施設・設備の総体をいいます。産業廃棄物最終処分場には、がれき類等を埋め立てる安定型、汚泥等を埋め立てる管理型、有害物質を埋立基準以上含む廃棄物を埋め立てる遮断型があります。

再生可能エネルギー

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において、「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるもの」とされており、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、バイオマスなどをその範囲としています。

サステナブルツーリズム

「持続可能な観光」という意味で、地域にある自然・文化・歴史遺産などを活用し、環境の保全、地域コミュニティの維持、長期的な経済的利益を達成することを目指すものです。その形態により、グリーン・ブルーツーリズム（農山漁村での滞在型余暇活動）、エコツーリズム（地域の自然環境や文化・歴史を学ぶとともに、その保全に責任を持つ観光）、ヘルスツーリズム（治療・療養のほか、ストレス解消、体力増強など健康増進を目的とした旅行）などがあります。

里海

沿岸域の中でも、自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、生物多様性の保全と高い生物生産性が図られている地域です。里海は、古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた大切な海域であり、高い生物生産性と生物多様性が求められるとともに、陸地という里山と同じく人と自然が共生する場所です。（生物多様性国家戦略 2012－2020 より）

里山

人が日常生活を営んでいる地域に隣接し、または近接する土地のうち、人による維持もしくは管理がなされており、もしくはかつてなされていた一団の樹林地、または、これと草地、湿地、水辺地その他これに類する状況にある土地とが一体となっている土地をいいます。

産業廃棄物

工場などの事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など法律で定められた 20 種類の廃棄物のことです。産業廃棄物の処理については、排出事業者が自らの責任において適正に行う責務があります。

三番瀬

東京湾の最奥に位置し、浦安市、市川市、船橋市、習志野市の埋立地に三方を囲まれている約 1,800ha の干潟・浅海域です。

COD（化学的酸素要求量）

BOD とともに有機物などによる水質汚濁の程度を示すもので、酸化剤を加えて水中の有機物と反応（酸化）させた時に消費する酸化剤の量に対応する酸素量を濃度で表した値です。数値が大きくなるほど汚濁が著しくなります。

COD の環境基準の達成状況の評価は、75%値によって行われます。

75%値は、年間の測定値のうち、低い方から数えて測定回数の 75%目の値となります。

自然学校

自然豊かな場所で、指導者が常駐し、環境学習プログラムを提供していくところです。地域の市民団体によるものや、有志がボランティアで行うもの、専門家による民間団体によるものなど様々な形があります。

自然環境保全協定

「千葉県自然環境保全条例」第 25 条の規定により、1 ヘクタール以上の宅地・ゴルフ場等の造成に際して、自然環境の改変を最小限にとどめるために、必要に応じて事業者、市町村、県の 3 者間で、自然の保存、植生の回復及び緑化率等をその内容として締結する協定です。

シックハウス

住宅内に放出された化学物質（建材や家具、日用品などから発散するホルムアルデヒドやトルエン、キシレン等揮発性有機化合物など）の影響により、頭痛、吐き気、目の痛みなど様々な健康被害を生じさせる現象のことです。症状は人によって様々で、発症の仕組みも未解明な部分がたくさんあり、大きな社会問題になっています。

自動車排出ガス測定局（自排局）

大気汚染防止法では、都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければなりません。自動車排出ガス測定局は、道路沿道など交通渋滞等による自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気状況を常時監視することを目的に設置される測定局です。

自動車リサイクル法

使用済自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行うための法律です。自動車メーカー・輸入業者に、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の引取・リサイクルを義務づけ、その処理費用を、リサイクル料金として、クルマの所有者が負担することになっています。

市民活動団体

県民が自発的に地域や社会の問題を解決するために活動している団体で、NPO（Nonprofit Organization）とも呼ばれ、NPO 法人・ボランティア団体など任意団体等の総称のことをいいます。

臭気指数

悪臭の程度を表す指数で、人間の嗅覚で臭気を感じなくなるまで、気体または液体を希釈した場合の希釈倍数の対数を 10 倍した値で、悪臭防止法及び同法施行規則に定義されています。

循環型社会形成促進基本法

廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律として、平成 12 年に制定された法律です。資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的としています。

省エネラベル

製品の環境側面に関する情報を提供するものであり、1)「エコマーク」など第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの、2) 事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの、3) ライフサイクルアセスメント（LCA）を基礎に製品の環境情報を定量的に表示するもの等があります。

硝酸性窒素（亜硝酸性窒素）

硝酸塩に含まれている窒素のことで、水中では硝酸イオンとして存在しています。肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニアが酸化されたもので、地下水汚染や富栄養化の原因となります。また、多量に人体に摂取された場合、一部が体内で亜硝酸塩に還元されてメトヘモグロビン血症などの障害を起こします。

食育

様々な体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てることであり、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものです。

森林組合

森林組合法に基づいて運営される森林経営の合理化と森林生産力の増進、森林所有者の経済的・社会的地位の向上をはかるために組織される森林所有者の協同組合です。

森林経営計画

森林所有者などが森林づくりについて自主的に長期の方針を定めた上で、造林、保育、間伐、伐採といった森林施業の 5 カ年の計画をたて、市町村長などの認定を受けるものです。森林所有者などが自らの意志に基づいて適切な森林施業を行うことを期待するもので、計画に従って行われる森林づくりに対してさまざまな支援策が講じられています。

3 R（スリーアール）

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の 3 つの英語の頭文字を表し、それぞれの意味するものは次のとおりです。

- ・ Reduce（リデュース）：廃棄物自体の発生を少なくすること
- ・ Reuse（リユース）：使用済みになっても、その中でもう一度使えるものは廃棄しないで再使用すること
- ・ Recycle（リサイクル）：再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること

この 3 つの R に取り組むことで廃棄物を限りなく少なくし、焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らして、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくろうとするものです。

生産緑地

市街化区域内にある農地の緑地機能に着目して、公害や災害の防止、都市の環境保全などに役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために設けられた制度です。

生物指標

生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生物の生息状況や変化などを参考にして、ある地域の環境の質などを類推・評価することです。

生物多様性

ある地域にどれ程の種類の生物又は生物の構成する系が存在するかを指すものです。生態系、種、遺伝子等のレベルでとらえられます。

生態系

あるまとまった地域に生活する生物全体とその地域を構成する環境とを一体として見たものです。例えば、池、森、山、海域などが、それぞれひとつの生態系として扱われます。

精密水準測量

地盤沈下の状況を監視するために行う高精度の水準測量で、地盤変動を 0.1mm 単位で求めています。

千の葉エコプロジェクト

県民、市民活動団体、事業者などが循環型社会をつくるために取り組んでいる活動事例（＝エコプロジェクト）を千葉県が募集し、選定された取組を「環境樹」の形にして紹介する事業です。

（た行）

ダイオキシン類

廃棄物の焼却等の過程で非意図的に生成される化学物質で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）など、210 種の有機塩素化合物を総称していいます。分解しにくい性質を持つことから、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有するといわれています。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことです。

棚田

傾斜地に等高線に沿って作られた水田のことです。田面が水平で棚状に見えることから、こう呼ばれます。

単体規制

道路運送車両法等により、自動車の製造年次ごとに、窒素酸化物や粒子状物質等について、許容される排出ガス量が定められています。

地球温暖化防止活動推進員

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者を都道府県知事が委嘱します。

千葉県では、327名の推進員を委嘱しています。(平成27年2月末現在)

(都道府県) 地球温暖化防止活動推進センター

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うことなどにより地球温暖化防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設立された組織です。全国に一箇所及び都道府県に各一箇所を指定することが決められています。千葉県では、平成13年2月に一般財団法人千葉環境財団を千葉県地球温暖化防止活動推進センターに指定しています。

地産地消

地域で生産された農林水産物を、その地域で消費することを意味します。

千葉県では「千産千消」とアレンジして表現することもあります。

窒素酸化物

石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等、多種多様です。燃焼の過程では一酸化窒素(NO)として排出されますが、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素(NO₂)となります。環境基準はこの二酸化窒素について定められています。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原因物質の一つとなります。

ちばの木認証制度

千葉県内の森林から、森林に関する法令に基づき適切な手続きがなされたうえで伐採された木材及び製材加工された木材製品を「ちばの木」としてちばの木認証センターが認証する制度です。このことにより、「千産千消」として県産材の利用拡大を図っています。

鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)」に基づいて環境大臣又は都道府県知事が指定する区域です。鳥獣保護区では、鳥獣の捕獲が禁止されます。

デポジット制度

製品価格に一定金額の「デポジット(預託金)」を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度です。

テラジュール（TJ）

J（ジュール）は、電力量、熱量、エネルギーなどの国際的な単位です。T（テラ）は、補助単位で基礎となる単位の 10^{12} （＝一兆）倍の量であることを示します。なお、発電量（MWh＝出力[MW]×発電時間[h]）から TJ へは $1,000\text{MWh}=3.6\text{TJ}$ で換算しています。

電子マニフェスト制度

従来の産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）に代えて、情報処理センターと排出事業者、収集運搬業者、処分業者が通信ネットワークを使用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを管理する仕組みです。

天然ガスかん水

天然ガスとヨウ素が溶存している塩分を含む地下水で、太古の海水が地下深くに閉じ込められたものです。

天然林、天然生林

この計画書においては、森林の更新のいかんにより、植栽あるいは播種により成立した「人工林」に対して、天然更新（周辺の樹木から自然に落ちてきた種子が発芽し育つこと）により成立した森林を、その後の保育管理において人為が加わったかどうかを問わず「天然林」と呼びます。

さらに、更新にあたって補助作業（自然に落ちてきた種子が発芽しやすいようにする地掻きなどの作業）や保育作業（間伐など）が加わった森林を「天然生林」と呼びますが、人工林と天然林を対比している場合は、天然生林は天然林に含まれます。

特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、生態系、人の身体・生命、農林水産業等に被害を及ぼし、又はおそれがあるものとして政令で指定され、輸入、販売、飼育、栽培、運搬等が禁止されている生物です。

特定鳥獣保護管理計画

増えすぎたり、減りすぎたりした動物の種の地域個体群を特定し、適正な個体数に導くための計画です。地域個体群の安定的な存続を前提として、適切な保護管理（個体数調整を含む）によって人と野生鳥獣との共生を図ることを目的としています。

なお、鳥獣保護法の改正により、平成 27 年 5 月 29 日以降は特定鳥獣保護管理計画に替わり、生息数が著しく減少又は生息地の範囲が縮小している鳥獣の保護に関する「第一種特定鳥獣保護計画」と生息数が著しく増加又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する「第二種特定鳥獣管理計画」を策定することとされました。

特別緑地保全地区

都市内に残された緑地を県知事または市町村長が計画決定することにより、一定規模以上の建築行為、木竹の伐採などの行為について許可制とし、現状凍結的な厳しい規制を行い保全する地区です。この代償措置として損失補償、土地の買い取り及び固定資産税の減免措置等がとられています。

(な行)

二次汚濁

河川・水路等の公共用水域から流入する汚濁（一次汚濁）のほか、富栄養化によりプランクトンが増殖し、その死骸などにより新たに二次的な汚れが発生することで、閉鎖性水域で発生しやすい現象です。

熱回収

廃棄物等から熱エネルギーを回収することです。焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されています。

燃料電池車

燃料電池によって発生した電気によりモーターを動かして走行する自動車です。

燃料電池は、水素と空気中の酸素を化学反応させ電気を作る装置で、原理的に排出されるのは水だけで、温室効果ガスや大気汚染物質が排出されないため、「究極のエコカー」とも言われています。

農業集落排水

農業用排水の水質保全、農村の生活環境改善、自然環境の保全などを目的として整備しているもので、公共下水道とほぼ同様の機能をもつ施設です。公共下水道が主として市街地の汚水処理を行うのに対し、農業集落排水は農業振興地域内の農業集落の汚水処理を行うものです。

ノンフロン

フロンや温室効果の高い代替フロンを使用しない製品で、アンモニア、イソブタンなどが使われています。

(は行)

バイオマス

バイオマスとは、バイオ（生物資源）とマス（量）を組み合わせた言葉で、「動植物に由来する有機物である資源（石油などの化石資源を除く）」を指します。その特徴として、水と二酸化炭素（CO₂）から光合成により生物が生成したものであるため、生命と太陽がある限り枯渇しない再生可能な資源であること、及びCO₂を吸収することにより生じたものであるため、燃焼させた場合においても、全体として見ると大気中のCO₂を増加させないカーボンニュートラルという特性を有します。

バイオマスプラスチック

とうもろこしや木材等のバイオマスによって作られるプラスチック製品です。植物等を原料としていることから、燃やしてもカーボンニュートラルの考え方によりCO₂を増やさない効果がある他、微生物によって分解される性質もあります。

ばいじん

すすや燃えかす等の固体粒子状物質のことです。大気汚染防止法では「燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する」と定義しており、無機物質、有機物質、各種金属等が含まれます。

パークアンドライド、サイクルアンドライド

パークアンドライドとは、都市の郊外部において自動車を駐車し、鉄道・バス等の公共交通機関へ乗り換える手法をいいます。同様に自転車を利用したものをサイクルアンドライドといいます。

パブリックコメント

行政機関（国・都道府県・市町村等）が政策、制度等を決定するにあたって、あらかじめ公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みです。

PRTR制度

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業者が環境への排出量等を自ら把握し、届け出る制度です。社会全体として化学物質の管理を進め、環境保全上の支障を未然に防止していくための基礎となる仕組みです。

BOD（生物化学的酸素要求量）

有機物による水質汚濁の程度を示すもので、有機物が微生物によって酸化、分解されるときに消費する酸素の量を濃度で表した値です。数値が大きくなるほど汚濁が著しくなります。

BODの環境基準の達成状況の評価は、75%値によって行われます。

75%値は、年間の測定値のうち、低い方から数えて測定回数の75%目の値となります。

ビオトープ

野生生物が生息・生育する空間であり、その状態を保持またはそれを目指して管理される場所のことです。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

浮遊粒子状物質（SPM）のうち、粒径2.5マイクロメートル以下の小さなものです。一般にPM_{2.5}と呼ばれています。微小粒子状物質は、粒径が小さいことから、肺の奥深くまで入り易く、様々な健康影響の可能性が懸念されているため、国は、平成21年9月9日に「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準」を設定しました。環境基準は、「1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」とされ、達成期間は、「早期達成に努めるもの」とされています。

ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象です。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれます。

ヒートポンプ

電気エネルギーを使って、大気熱を吸収し、熱エネルギーを取り出すことができる高効率機器です。

フィールドミュージアム

各地域のフィールド（現地）の自然、文化そのものを「資料」と考え、参加者が直接触れ、楽しみ、学ぶことにより、郷土のすばらしさを体感できるソフト中心の博物館活動です。

富栄養化

閉鎖性水域において、河川などから窒素、りんなどの栄養塩類が運び込まれて豊富に存在するようになることをいいます。このことにより、植物プランクトンやそれらを捕食する生物の増殖が盛んになり、プランクトンが急激に増殖する一方、それを餌とする魚類等の生物の増殖が追いつかないため、アオコ、赤潮の発生等の問題が発生します。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち粒径が10マイクロメートル（マイクロメートル：1mmの1000分の1）以下のもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす危険があります。

フロン排出抑制法

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の略称です。

オゾン層を破壊したり、地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するための法律で、業務用のエアコンや冷蔵・冷凍機器の廃棄時におけるフロン類の回収や、機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止のための適切な管理などを義務付けています。

フロン類

クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）といった化学物質の総称です。CFC、HCFCはオゾン層破壊効果を持ち、HFCは、オゾン層は破壊しませんが、強い地球温暖化効果を持ちます。

粉じん

一般的には、大気環境中に浮遊する微細な粒子状の物質の総称として使われています。大気汚染防止法では、粉じんは、「物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質」と定義されており、燃焼等に伴い発生する「ばいじん」と区分されています。

閉鎖性水域

地形などにより水の出入りが悪い内湾、内海、湖沼等の水域をいいます。

ベンゼン

芳香族炭化水素の1つでベンゾールともいいます。常温常圧では無色の液体で特有の芳香があり、揮発性、引火性が高く、合成ゴムや染料等の原料、ガソリンのアンチノック剤、溶媒等として広範に使用されています。人体に対する影響は、急性毒性として麻酔作用が、慢性毒性として骨髄造血機能の障害があり、さらに、骨髄性白血病を起こし、発がん性があるとされています。

保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、森林法に基づき農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が制限されます。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）

水に溶けない、化学的に安定、絶縁性に優れる、沸点が高い等の特性を持つ工業的に合成された物質であり、コンデンサ、トランス、熱媒油・潤滑油、感圧複写紙等に利用されていましたが、健康及び環境への有害性が確認され、製造が禁止されています。

（ま行）

緑の基本計画

各市町村が、独自性、創意工夫を発揮しながら、住民の意見を反映させ、緑地の適正な保全及び緑化の促進を総合的かつ計画的に進めるため、その目標と実現のための施策などをまとめたものです。

木育（もくいく）

木材に対する親しみや木の文化への理解を深め、木の良さやその利用の意義を学び、木や森林に対する豊かな心を育む活動をいいます。

モニタリング

監視・追跡のために行う継続的な観測や調査のこと。大気や水質の継続観測や植生の経年的調査などが代表的です。森林、河川、海岸等の自然環境を、長期にわたり同じ方法で同じ項目を調査し、その変化を把握します。身近な自然の観察から人工衛星を利用するものまで、様々なモニタリングが続けられています。

(や行)

谷津田（やつだ）

谷地田（やちだ）とも言われ、関東地方の台地と平野の境目に多く分布している、谷地にある水気の多い湿田です。谷津田は、隣接する林地と合わせ、多様な種の植物の生育、昆虫や小動物の生息に適した環境であり、豊かな生態系が形成されているものも多くあります。

ヤード

エンジン等の自動車部品の保管や分離を行う施設のうち、その外周に鋼板等が存在する施設をいいます。

揚水ばっ気

汚染した地下水を揚水しばっ気処理（液体中の溶存ガスを取り除くこと）することによって、地下水及の浄化を行うものです。

要請限度

自動車交通騒音・振動の測定結果を基に、これ以上であれば、法律により公安委員会等に措置の要請等を行うことができる数値です。市町村長は、測定を行った結果、自動車騒音又は振動が要請限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められた場合、県公安委員会に対し道路交通法による措置をとるべきことを要請し、振動については道路管理者に防止のための措置をとるべきことを要請できます。

溶融スラグ

ゴミやその焼却灰を 1,200℃以上の高熱で溶融し、その後、冷却して生成された固化物です。高温で溶融されるため重金属類はほとんど溶出せず、ダイオキシン類も含みません。溶融スラグは現在、路盤材やアスファルト合材の骨材として有効利用することができます。

(外来種被害) 予防 3 原則

1. 入れない（むやみに日本に入れない。）、2. 捨てない（ペットを自然の中に捨てない。）、3. 拡げない（自然の中の外来生物を、他の地域に拡げない。）の 3 原則です。

(ら行)

ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」であり、条約が採択されたイランの都市名にちなんでラムサール条約と呼ばれます。締約国には、国際的に重要な湿地の登録や、登録地の保全と国内湿地の適正利用促進計画の作成などが求められ、日本においては、同条約に基づき、平成 25 年度末現在で 46 箇所が登録されています。

リスクコミュニケーション

人の活動によって加えられる環境への負荷が、環境中の経路を通じ、環境保全上の支障を生じさせるおそれを「環境リスク」といいます。この環境リスクを評価するための手法はリスクアセスメントと呼ばれており、この結果に基づく対策として、許容できないリスクは無くすか、最小限にすることが図られます。このリスク等について、事業者・住民・行政が情報の共有化を図る取り組みが、リスクコミュニケーションといわれています。

硫酸ピッチ

廃酸（pH2 以下の極めて強い酸性を持つ）と廃油の混合廃棄物であり、硫黄分、アスファルト質などを含む黒いタール状の物質です。そのほとんどが不正軽油の製造時に副産物として生成され、不法投棄が問題となっています。硫酸ピッチは、地中に漏れ出すと土壌や地下水汚染の原因となります。また皮膚に触れるとただれ、目に入ると失明のおそれがあるほか、水分が混じると亜硫酸ガスが発生することにより、呼吸器への悪影響を及ぼすなど、人への健康被害が懸念されます。

緑化協定

「千葉県自然環境保全条例」第 26 条の規定により、一定規模以上の工場用地、住宅用地等の土地所有者または管理者を対象として、緑化の実施及び維持管理についての協定を、企業・地元市町村・県の三者で締結しています。公害、災害等の防止のみならず、都市部に著しく不足している緑地の保全・創造に寄与しています。

緑地協定

土地所有者等の合意によって、既存の樹木等緑地の保全や生垣の設置等緑化に関する協定を締結し、住民の積極的な協力によって計画的な緑化の推進を図る制度です。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップしその現状をまとめた報告書です。名称は、IUCN（国際自然保護連合）が初めて発行したものの表紙に赤い紙が使われていたことによっています。

環境基本計画策定経過

平成 18 年 10 月～12 月	「千葉県の環境づくり」タウンミーティングの開催 環境基本計画、生物多様性ちば県戦略、環境学習基本方針の策定に先立ち、県内各地で 20 回開催。延べ 1,282 人参加)
平成 19 年 3 月 8 日	第 1 回千葉県環境基本計画策定委員会 環境基本計画の策定について、知事から策定委員会に諮問
3 月 29 日	千葉県環境基本計画推進会議（第 1 回）
3 月 30 日	第 2 回千葉県環境基本計画策定委員会
5 月 22 日	千葉県環境基本計画推進会議幹事会（第 1 回）
5 月 23 日	第 3 回千葉県環境基本計画策定委員会
7 月 18 日	第 4 回千葉県環境基本計画策定委員会 計画の基本的考え方、計画の構成、「第 1 編 計画の基本的事項」、「第 2 編 今後の千葉県の環境政策の視点」について検討。
8 月 22 日	千葉県環境基本計画推進会議幹事会（第 2 回）
9 月 13 日	第 5 回千葉県環境基本計画策定委員会
10 月 12 日	第 6 回千葉県環境基本計画策定委員会
10 月 26 日	第 7 回千葉県環境基本計画策定委員会
11 月 16 日	第 8 回千葉県環境基本計画策定委員会
11 月 26 日	千葉県環境基本計画推進会議幹事会（第 3 回）
12 月 21 日	第 9 回千葉県環境基本計画策定委員会
平成 20 年 1 月 9 日	第 10 回千葉県環境基本計画策定委員会
1 月 17 日	千葉県環境基本計画推進会議幹事会（第 4 回）
1 月 24 日	千葉県環境基本計画策定委員会委員長から知事に答申提出 千葉県環境基本計画推進会議 「第 3 編 施策の展開方向」、「第 4 編 計画の推進」について検討。環境基本計画（案）の策定
2 月 4 日	千葉県環境審議会 環境基本計画（案）について、知事から環境審議会に諮問
2 月 4 日～ 2 月 29 日	計画案に対するパブリックコメントの実施、市町村意見の照会 パブリックコメント、市町村意見、環境審議会での意見による計画案の見直し
3 月 24 日	千葉県環境審議会 環境基本計画（案）に対する答申
3 月 31 日	千葉県環境基本計画策定

千葉県環境基本計画策定委員会委員名簿

◎委員長

○副委員長

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職 ※	
学識経験者	親泊 素子	江戸川大学社会学部教授	
	○	倉阪 秀史	千葉大学法経学部准教授
		田畑 貞寿	千葉大学名誉教授
	◎	三橋 規宏	千葉商科大学政策情報学部教授
県民・NPO	加藤 賢三	環境パートナーシップちば代表	
	亀山 正貴	千葉商科大学環境 ISO 学生会議副代表	
	住友 寿衣	千葉大学環境 ISO 学生委員会副委員長	
	田島 博良	千葉県生活協同組合連合会会長理事	
	中岡 丈恵	ちば環境再生県民の会代表	
	文入 加代子	千葉県消費者団体連絡協議会副会長	
事業者	大曾根 健久	東京電力(株)千葉支店 環境担当部長	
	勝山 満	千葉県漁業協同組合連合会 専務理事	
	小嶋 英志	千葉県農業協同組合中央会 農業振興部長	
	佐藤 敏雄	千葉県中小企業団体中央会専務理事	
	高橋 晋	イオン(株) 環境・社会貢献部長	
行政関係者	久我 正幸	白子町環境課長	
	菅野 晴夫	市原市環境部次長兼環境政策課長 (平成 18 年度)	
	金杉 孝文	市原市環境部次長兼環境政策課長 (平成 19 年度)	

(50 音順、敬称略)

※策定当時（平成 19 年度）の所属・役職を記載しています。

千葉県環境審議会委員名簿（平成27年3月現在）

◎会長 ○副会長

区 分	氏 名	役 職 名
県 議 会 議 員 (6人)	小高 伸太	県議会議員（自民党）
	亀田 郁夫	県議会議員（自民党）
	木下 敬二	県議会議員（自民党）
	岡田 幸子	県議会議員（共産党）
	入江 晶子	県議会議員（市民ネット・社民・無所属）
	川井 友則	県議会議員（みんなの改革）
学 識 経 験 を 有 す る 者 (20人)	◎安達 元明	千葉大学名誉教授
	池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科教授
	岡 奈理子	（公財）山階鳥類研究所上席研究員
	沖津 進	千葉大学大学院園芸学研究科教授
	倉阪 秀史	千葉大学大学院人文社会科学研究所教授
	近藤 昭彦	千葉大学環境リモートセンシング研究センター教授
	坂本 和彦	埼玉県環境科学国際センター総長
	佐々木 淳	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
	鈴木 理之	（一社）千葉県猟友会会長
	諏訪園 靖	千葉大学大学院医学研究院准教授
	○瀧 和夫	千葉工業大学名誉教授
	戸井田 敏彦	千葉大学大学院薬学研究院教授
	羽山 伸一	日本獣医生命科学大学獣医学部教授
	榛澤 芳雄	日本大学名誉教授
	桝潟 俊子	淑徳大学大学院総合福祉研究科教授
	宮脇 健太郎	明星大学理工学部教授
矢野 博夫	千葉工業大学情報科学部教授	
山室 真澄	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授	
横山 道子	東京大学環境安全研究センター協力研究員	
吉田 正人	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授	
住 民 の 代 表 者 (13人)	飯田 和子	千葉県連合婦人会会長
	鶴岡 宏祥	千葉県農業会議会長
	井上 健治	GONET代表
	梅山 雄二	千葉県森林組合連合会代表理事専務
	勝山 満	千葉県漁業協同組合連合会専務理事
	鈴木 光	日本労働組合総連合会千葉県連合会会長
	桑波田 和子	環境パートナーシップちば代表
	小関 常雄	（一社）千葉県環境保全協議会副会長
	杉田 昭義	（一社）千葉県産業廃棄物協会副会長
	飯沼 喜市郎	（公社）千葉県観光物産協会会長
	能城 勝	千葉県農業協同組合中央会専務理事
	晝間 初枝	千葉県自然観察指導員協議会事務局長
木原 稔	（一社）千葉県商工会議所連合会専務理事	
市町村の代表者 (1人)	佐久間 隆義	市原市長

千葉県環境基本計画推進会議及び同幹事会

1. 千葉県環境基本計画推進会議

会 長： 知事

委 員： 副知事、総務部長、総合企画部長、防災危機管理部長、健康福祉部長、環境生活部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、都市整備局長、会計管理者、水道局長、企業庁長、病院局長、県議会事務局長、教育長、警察本部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長

事務局： 環境生活部環境政策課

2. 千葉県環境基本計画推進会議幹事会

幹事長： 環境生活部次長

幹 事： 総務部総務課長、総合企画部政策企画課長、防災危機管理部防災政策課長、健康福祉部健康福祉政策課長、環境生活部環境政策課長、大気保全課長、水質保全課長、自然保護課長、循環型社会推進課長、廃棄物指導課長、商工労働部経済政策課長、農林水産部農林水産政策課長、県土整備部県土整備政策課長、出納局長、水道局管理部総務企画課長、企業庁管理・工業用水部企業総務課長、病院局経営管理課長、県議会事務局総務課長、教育庁企画管理部教育政策課長、警察本部警務部警務課長、監査委員事務局調整課長、人事委員会事務局任用課長、労働委員会事務局審査調整課長